

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

栃木地方労働審議会一般公示第 2 号

栃木県電気機械器具製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、栃木県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託する委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月9日までに、栃木地方労働審議会（宇都宮市明保野町1番4号、栃木労働局労働基準部賃金室内）あて提出してください。

令和7年11月26日

栃木地方労働審議会  
会長 加藤 弘二

別紙

意 見 書

令和7年11月26日、貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した  
栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出す  
る。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

栃木地方労働審議会

会長 加 藤 弘 二 殿